

選挙広報

参議院議員通常選挙

投票日 7月21日(日)

公示日 7月4日(木)

7月21日(日)は参議院議員通常選挙の投票日です。

参議院議員通常選挙は、私たち国民の代表者を選ぶ大切な選挙であるとともに、今後の国のゆくえを決める大切な選挙です。有権者のみなさんは棄権をすることなく、候補者をよく知り、自分の意思で投票をしてください。

なお、選挙広報は、7月10日ごろから19日にかけて各ご家庭へお届けします。また、市役所各庁舎、各地区交流センターにも配置します。

投票時間が変わります

今回の選挙から、投票日当日の投票所で、閉鎖時刻が変更となる投票所があります。ご注意ください。各投票所の投票時間は次のとおりです。

変更前	変更後	投票所
18時まで	変更なし	比田交流センター、東比田交流センター横体育館、西谷交流センター、奥田原交流センター 山佐交流センター、下山佐交流センター、菅原交流センター、布部交流センター、宇波交流センター
19時まで	18時まで	宇賀荘幼稚園、安来第二中学校、能義こども園、飯梨小学校、認定こども園大塚、吉田交流センター 島田こども園、広瀬中央交流センター、広瀬中央公園総合体育館、つどいの里ひろせ(旧月照園) いきいきの郷はくた、母里交流センター、井尻老人福祉センター、赤屋交流センター、常盤公民館
20時まで	19時まで	十神小学校図工室、安来市役所安来庁舎、社日小学校、旧城谷保育所 安来市学習訓練センター、切川保育所、認定こども園荒島、安来第三中学校、旧十神幼稚園

参議院の選挙制度は

参議院の選挙制度は、選挙区選出議員選挙と比例代表選出議員選挙の2種類です。参議院の定数248人のうち任期満了を迎える半数の124人が改選されます。そのうち選挙区選出議員選挙で74人、比例代表選出議員選挙で50人を選びます。

▽選挙区選出議員選挙

都道府県を選挙区とし、人口に比例して各2人以上選出します。

(※島根県は、鳥取県との「合区」となり、2県で2人、今回の改選数は1人です。)

▽比例代表選出議員選挙

全国での政党得票率(ドント式)で選出します。

投票できる人

選挙人名簿に名前が記載されていることが必要です。

今回の選挙で投票できる人は、次の要件を備え、選挙人名簿に登載されている人です。

- ①平成13年7月22日までに生まれた人。(投票日において満18歳以上の人)
- ②安来市に転入された人で、平成31年4月3日までに転入届をし、引続き居住している人。
- ③4月4日以降、安来市に転入届をした人は、前住所地で投票できる可能性があります。前住所地の選挙管理委員会におたずねください。
- ④安来市の選挙人名簿に登録されている人で、他の市町村に転出し、投票日(7月21日)までに4か月を経過しない人。

投票するには

入場券を投票所へお持ちください。

投票所への入場券は、7月1日から順次発送しています。

入場券は1人1枚です。選挙区選出議員選挙・比例代表選出議員選挙とも共通です。ご自分の入場券であることを確認して投票所へお持ちください。入場券は7月6日までに配達完了する見込みですが、同じ世帯の人であっても郵便事情によ

り別の日に届くことがあります。

お手元に入場券が届かない、また、入場券を忘れて紛失した場合でも投票はできますので、投票所の係員にお申し出ください。

※入場券が届いても、投票日までに選挙権を失った方は投票できません。

投票区	投票所	投票時間
1	十神小学校図工室	7:00~19:00
2	安来市役所 安来庁舎	
3	社日小学校	
4	旧城谷保育所	
5	宇賀荘幼稚園	
6	安来第二中学校	7:00~18:00
7	能義こども園	
8	安来市学習訓練センター	
9	切川保育所	7:00~19:00
10	認定こども園荒島	
11	安来第三中学校	
12	飯梨小学校	
13	認定こども園大塚	7:00~18:00
14	吉田交流センター	
15	旧十神幼稚園	
16	島田こども園	7:00~19:00
17	広瀬中央交流センター	
18	広瀬中央公園総合体育館	
19	つどいの里ひろせ(旧月照園)	
20	比田交流センター	
21	東比田交流センター横体育館	
22	西谷交流センター	
23	奥田原交流センター	
24	山佐交流センター	
25	下山佐交流センター	
26	菅原交流センター	
27	布部交流センター	
28	宇波交流センター	
29	いきいきの郷はくた	
30	母里交流センター	
31	井尻老人福祉センター	
32	赤屋交流センター	
33	常盤公民館	

投票所と投票時間

投票は市内33か所の投票所で行います。入場券に記載された投票所で投票してください。

投票時間が変更となる投票所があります。ご注意ください。
各投票所と投票時間の詳細については表面の表でご確認ください。

投票の方法等

投票する順序は、初めに選挙区選出議員選挙、次に比例代表選出議員選挙の順です。

それぞれ投票の方法（自書する内容）が異なります。

▽選挙区選出議員選挙（うすい黄色の投票用紙）

選挙区選出議員選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名を自書して投票します。

▽比例代表選出議員選挙（白色の投票用紙）

比例代表選出議員選挙の投票用紙には、候補者1人の氏名または1つの政党等の名称（または略称）を自書して投票します。

【代理投票と点字投票】

心身等が不自由な人のために代理投票と点字投票という投票方法があります。

▼代理投票…心身が不自由なため自分で投票用紙に記入できないときなどに、投票所において自分に代わって投票事務員などを書いてもらう方法です。

▼点字投票…目の不自由な人で、点字のできる人が、投票所において自分で点字により投票する方法です。

※代理投票または点字投票を希望される人は投票所でお申し出ください。

投票日当日、投票所に行くことができない人は、期日前投票や不在者投票を利用しましょう。

期日前投票

在住地に関係なく、市内3か所（安来、広瀬、伯太）にあるいずれの期日前投票所でも投票ができます。投票日に仕事や学業などの事情で投票所へ行って投票できない人は「期日前投票」をすることができます。

【期日前投票ができる人】

- ①投票日に仕事や冠婚葬祭に出席するために、投票時間内に投票ができない人。
- ②投票日に何らかの用事（旅行、介護、各種大会等）や事故のため、投票区域外に旅行または滞在する人。
- ③病気や出産等のため、投票日に投票所へ行くことができない人。
- ④災害や悪天候等が見込まれるため、投票日に投票所へ行くことが困難な人。

【期日前投票の場所・期間等】

期日前投票をする手続きは、基本的に選挙期日における投票の手続きと同じです。入場券（未着の場合は不要）をお持ちのうえ受付をしてください。各期日前投票所で開設期間が異なりますのでご注意ください。各期日前投票所の場所や時間など詳しくは下記の表でご確認ください。

会 場	期 間	時 間
安来中央交流センター 1階特設会場	7月5日～7月20日	8：30 ～ 20：00
安来市役所広瀬庁舎 1階特設会場	7月14日	
安来市役所伯太庁舎 1階ロビー	～7月20日	

不在者投票

【不在者投票ができる人】

①市外に滞在している人

仕事などで市外に滞在中の人は、安来市選挙管理委員会に投票用紙を請求し、投票用紙を受領した後、滞在地の選挙管理委員会へ行って投票します。

②入院・入所中の人

不在者投票ができる病院や施設に入っている人は、病院長や施設長に申し出るにより、そこで投票することができます。

安来市周辺で不在者投票ができる病院などは次のとおりです。

▽安来市…日立記念病院・安来第一病院・安来市立病院・養護老人ホーム鴨来荘・特別養護老人ホームしらさぎ苑・特別養護老人ホームやすぎの郷・特別養護老人ホーム尼子苑・特別養護老人ホーム伯寿の郷・介護老人保健施設昌寿苑・介護医療院昌寿苑・介護老人保健施設コスモス苑・ケアハウスやすぎ

▽松江市…国立病院機構松江医療センター・松江市立病院・松江生協病院・松江赤十字病院・玉造病院など

▽雲南市…雲南市立病院など

▽奥出雲町…奥出雲病院など

▽米子市…鳥取大学医学部附属病院・国立病院機構米子医療センター・博愛病院・山陰労災病院・皆生温泉病院・高島病院など

▽南部町…西伯病院など

③投票する時点で、18歳に到達していない新有権者

投票日当日において満18歳以上の人でも、投票日より前に（17歳の時点で）投票をされる場合、期日前投票ではなく、不在者投票となります。

郵便等による不在者投票

身体に重度の障がいがあり、投票所での投票が極めて困難な人は、自宅等で郵便等による投票をすることができます。

【郵便投票ができる人】

▽身体障害者手帳の所持者で、その記載内容が次のいずれかに該当する人

- ①両下肢、体幹、移動機能障がいにあつては1級または2級の人。
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいにあつては1級または3級の人。
- ③免疫、肝臓の障がいにあつては1級から3級の人。

▽戦傷病者手帳の所持者で、その記載内容が次のいずれかに該当する人

- ①両下肢、体幹の障がいにあつては特別項症から第2項症までの人。
- ②心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がいにあつては特別項症から第3項症までの人。

▽介護保険法上の要介護者で、介護保険の被保険者証の要介護状態区分が要介護5の人

郵便投票対象者で郵便による代理投票ができる人

- ①身体障害者手帳の所持者で、上肢または視覚の障がいにあつては1級の人。
- ②戦傷病者手帳の所持者で、上肢または視覚の障がいにあつては特別項症から第2項症までの人。

【郵便投票の方法】

あらかじめ選挙管理委員会から「郵便等投票証明書」の交付を受けた後、郵便投票の申請をしてください。

投票用紙の請求期限は7月17日（水）です。まだ「郵便等投票証明書」の交付を受けていない人や期限が切れている人は早めに手続きをしてください。

開 票

開票事務は7月21日（日）20時30分から安来市立赤江小学校体育館で行います。選挙人は開票状況を参観することができます。開票作業に支障がないよう、皆さんのご協力をお願いします。

当日は安来市ホームページのほか、どじょっこテレビのデータ放送でも安来市内の開票の状況をお知らせします。そちらもご覧ください。

選挙に関する
問い合わせ先

安来市選挙管理委員会

〒692-8686 安来市安来町878-2

TEL 23-3135

